# 【事例 2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。

平成23年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時 精算課税を選択して申告します。

di	町 田	税務署整理欄 :	933	. +-1	7.7	**	11.1			T		第			
	住 所 数	化物省全理情	ACA I	UIL	1	/ce	名簿			+	+	-			
新代	町田中OOA7日X省X5	·書提出年月日		+	H	H		財産		非藻		表			
付印	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4等延長期限	H	ŧ	늗	H	H	細目	7	処理		平成			
	ほ 名 古古 サマ	国年月日		ŧ	÷	H	H	J-K	7	NII.		22			
		亡年月日		ŧ	÷	H		関与		修正		22年分以降			
	明治1、大正2、昭和3、平成4	L + 71 L						区分			位は円	降用			
	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 取 得 し た 財 産 種 類 細 目 例形分・教術等		価		-		_		_	F月 F	1	]	1		
	申告者との続柄・生年月日 <u>所在場所等</u> 住所	資産税評価額 信	数円		財		産	0	ௌ	i *	Ų	住宅			
	7))分 統 梅			平向	ŧ		年		F	1	В	宅取得			
Ι	氏名	P	倍									等資			
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				T							金の			
曆	住所		円									「非			
眉	70分 練 柄			平点	ŧ		年		F	1	日	課税の			
	氏名	P	倍		_							申告は			
年	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			L	L							ij		暦年課税に係	てこ
	住所		PI	_								申告書		与財産がない	
	70分 氏名	m	ptr.	平点	Ž_		年		F	<u> </u>	日	第		には記入する	
課	IX4	P	倍	_	-	1			7			表の		はありません	
	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日		10	F	÷		H		井	H	쓔	٤			
***	財産の価額の合計額(課税価格)	#ちについて \	1	(II)	高2,00	0万円			JL			相	П		
税	配偶者控除額 (□の中に上印を記入します。 □ 私は、今回の贈与者からの即 回の中に上印を記入します。 □ 初めて贈り程の表情者持続の (贈与を受けた居住用不動産の価値なび贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の政府上先でた部分の金額の合計物	適用を受けます。)	2		I		, i.e.					一続時			
	基礎控除額		3		L		1	1 (	0	0	00	精質			
分	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [1,000円未満切捨て]		4		L					0	00	課税			
"	④に対する税額(中告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の連算表」を使って計算します。)		(5)		I							1の			
	<b>外国税額の控除額</b> (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたとき	に記入します。)	6		Г							申告は申			
	差引税額(⑤-⑥)		7		T							1			
1	相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。 第二表「平成 年分贈与税の中告書(相続時精算課税の計算明報書)」を作成し	なお、「相続時精算制 でください。	税分」	の申告	をされ	る方は	.)					CH#ILD		<b></b> .	<u> </u>
T	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相総時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額)		8		I	2	5	9!	5 (	0	00	-	-	転記します	T <sub>0</sub> _
Ш	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相総時精算課税の計算明細書)」の含の金額の合計額)		9		1				7 (	0	00	2	_	<b>転売」</b> ±=	<u>,</u>
	課税価格の合計額(①+⑧)		10	F	-	0	C	91	7					転記しまる	9 0
Ш			(1)	-	÷	4	5	1 (	5 0			緒に			
_	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨))[100円未満切拾で]		-	-	÷		H	Ш.		0	00	提出			
合			12	F	÷				1	H	00	してく			
計	株式等納税猶予税額 (「株式等税税券予税額の計算書 (贈与税)」の3の ④ の金種又は 「株式等納税猶予税額 (「株式等税税券予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の ② の金額 申告・期限書 (別・付)		13	-	÷			17	5 7		00	ーだ			
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額		14	-	÷			1	1	/ ()	00	111			
	この申告書が修正 (①-第三表「平成 年分卿与根の修正中告書(別表)」の①) 申告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額		15)	1	+		H			井	00	-1			
	((30-第三表「平成 年分勵与稅の修正申告書 (別表)」の(9) 一作成稅理土の事務所所在地・署名押印・電話番号		16		_						00				
		□ 税理:	上法第	30条	の書言	面提!	出有			通	信日付日	1			
		□ 税理:	上法第				<b>面提</b> 出	出有		確	認者 自				
					1100 0				C 0.64	J 4 (4)	won in				

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課 税選択届出書」(70ページ参照)の提出が必要となります。

				務	署受付用	,				受贈	きの	氏名	ij	京	1 1	- 3	-	第		適用を受け
	次の		用を受ける							選択の特	例の	適用を	そ受けま	きす。	$\leftarrow$	(1	単位は円	美	す	場合には訂 る必要はま
	1,5		生所・氏名(フ		種		_	者から取利服分・解析	得した財産 数 最	T	備		財産を	取利	した			(平成22年分以	ま	せん。
	住 所		の続柄・生	年月日		所		所 等	固定資産税評価額	倍	数円	Н	財	<b>奎</b>	0	価	額	年分		
			TH	4.		.tt	宅地	自用地	86.50 m	300,0	00	平成	23	年	0	月 2	O <b>B</b>			記入も
相	m) [3	a di oc	A丁目X	X/BA		田市	00 Δ.	T目X番	P		倍		2	5 9	15	0 0	000			多い箇所
続	フリガナ		キョウ 45 1	ロウ							PJ			_		_		一表は、		りのでた
			京一自	13	-				PI		倍	平成		年		月	В	必要な		い。
時	1			1	-						P					1		必要な添付書類とともに申		
de de	続札	200	<b>父</b>	B								平成		年		月	<b>B</b>	類とと		
精	3		大正2、昭和						PI		倍					_		もに申		
質			計額(課税価格		2						17		2	5 9	5	0 0	000	告書第		
	特別	寿 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) (1)								18)						C	<u> </u>			
	特別控除額	特別控除額	の残額 (2,50	0万円-	18)						19		2	5 0	0	0 0	00	表と		
諜	額の計	特別控除額	i(⑰の金額と	個の企業	値のいずれ	れか低	い金額)				20		2	5 (	0	0 0	000	緒に提出してください。		
	算	翌年以降に	平以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ® - ®)							21)						0	提出			
税		20の控除後	の課税価格	(D-D)	[1,000	)円未締	切捨て】				22			9	5	00	000	1 7		
	税額の	②に対する	税額 (②×2	0%)							23			1	9	00	000	ださ		
分		外国税額の	控除額 (外国)	こある財産の	の贈与を受け	けた場合	で、外国の豊	与税を課せら	れたときに記入	します。)	24)					1		Į,		
"		差引税额	(23-29)								<b>25</b> )			1	9	00	000			
	L#3#	分号定贈与	申告した税務署名			受則	曽者の住所	及び氏名(	相続時精算課税	選択届出書	」に記	載した住	赤・氏名と	異なる	場合にの	み配入	します。)			
	者から	の贈与に	2	100	年分															
	財産に	B 得 した K る過去		平成	年分													4		
	課税分	M 時精算 分間与税		平成	年分															
		5 状 況	*	1000	年分		7.07 T													
			の欄に記入しき																	
	「相談	<b>売時精算</b> 額	された特定贈 税選択届出租 出書」を改め	りを必	ず提出し	T<1	とさい。 な													
		整	理番号				名簿			届出番号				] -				1		
*	税務署	整理欄一	産細目コード				確認					-النت	ــالـــا	-			_النار	-10		
		143					,,,,,,,,													

私は、下記の特定贈与者から平成<u>23</u>年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	町田市 OO DJ目 XX 番 DD号
フリガナ	トウ もり イチロウ
氏 名	東京一郎
生年月日	明·大·卿·平 12 年 11月 26日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由					
推定相続人となった年月日	平成	年	月	日	

3 添付書類

次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- (1) ② 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) 🗹 **受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を 証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありませ ん。)
- (3) 🗹 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☑ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
  - (注)1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を譲する書類」となります。
    - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与書が 係 歳に達した時以 後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は琴線 15 年1月1日以後、特 定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

fi	成税理士		<b>(P)</b>	電話番号			
*	税務署整理欄	届出番号	- ,	名 簿		確認	
※印標	には記入しないて	ごください。			(資5-42	-A4統一)	(平23.10)

「23」と記入してく ださい。

 $\overline{}$ 

相

続時精算課税選択

出書

は

必要な添付書類とともに申告書第

一表及び第

表 と

緒に提出してください

平成 23 年中に特定 贈与者の推定相続人 となった場合以外は 記入する必要はあり ません。

# 平成23年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに○がある場合</u>には、原則として相続時精算課税を選択することができます。 該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和21年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成3年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人(子が亡くなっているときには孫を含みます。)ですか。	は い	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和21年1月3日以後に生まれた人の場合には、「平成23年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(37ページ参照)を使用してください。

# ≪事例2の添付書類≫

相続時精算課税(59ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(27ページの(注)3参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付しなければなりません。

次の表の1から4までの書類は **贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

D( •	$\mathcal{O}(\mathcal{O}(1)^n)$ がきまくの音類は、相子を支げた自以後に呼吸されたものを提出してくたさい。
	添付書類
1	<ul><li>受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類</li><li>① 受贈者の氏名、生年月日</li><li>② 受贈者が贈与者の推定相続人であること</li></ul>
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する 書類 (受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する 書類 (贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 1 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後(「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務 署におたずねください。

# ≪適用要件≫

#### 1 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において 65 歳以上(昭和 21 年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上 (平成3年1月2日以前に生まれた人) で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

- (注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には20歳以上である孫を含みます。
  - 2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

#### 2 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、贈与税の申告書の提出期間内(4 ページ参照)に「相続時精算課税選択届出書」(70 ページ参照)((注) 2 及び 3 参照)を「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)」及び「添付書類」(26 ページ参照)とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がない ときは、暦年課税が適用されます((注)2に該当する人を除きます。)。

- (注) 1 上記により、相続時精算課税選択届出書を提出した人を「相続時精算課税適用者」、その届出書に係る贈与者を「特定贈与者」といいます。
  - 2 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません (26 ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。)。
  - 3 平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
  - 4 上記の手続は、住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例のひとつである 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合にも必要となります。
  - 5 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署におたずねください。

#### Q&A 不動産取得税はかかりますか。

問: 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答: 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税) はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

#### Q&A 相続時精算課税選択届出書の作成

問: 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 父母それぞれに作成する必要があります。

相続時精算課税選択届出書は、贈与をした者ごとに作成しなければなりません。

なお、具体的な計算例については、28ページをご覧ください。

# (参考) 相続時精算課税の適用を受ける場合の具体的な計算例

## (設例1) 同一年中に特定贈与者2人から財産の贈与を受けた場合

私は、平成23年中に、父から3,000万円、母から2,500万円の財産の贈与を受け、 それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択して申告します。

# (父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額 税率 贈与税額

3,000 万円 -2,500 万円 =500 万円 500 万円  $\times 20\% = 100$  万円  $\cdot \cdot \cdot \cdot$  ①

## (母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額

2,500 万円 - 2,500 万円 = 0 万円 (贈与税額は、算出されない。)・・・②

# (納付すべき税額)

① + ② = 100 万円

## (設例2) 同一年中に特定贈与者及び特定贈与者以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合

私は、平成23年中に、父から3,000万円、母から200万円の財産の贈与を受け、父から贈与を受けた財産についてのみ相続時精算課税を選択して申告します。

#### (父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額 税 率 贈与税額

3,000 万円 -2,500 万円 =500 万円 500 万円  $\times 20\% = 100$  万円  $\cdot \cdot \cdot \cdot$  ①

## (母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 基礎控除額 税 率 贈与税額

200 万円 - 110 万円 = 90 万円  $\times$  10% <math>= 9 万円  $\cdot$   $\cdot$   $\cdot$   $\cdot$  ②

(※) 適用する税率は、1ページの「贈与税の速算表」をご覧ください。

# (納付すべき税額)

① + ② = 109 万円

